ひょうごバイオマスecoモデル 登録制度について



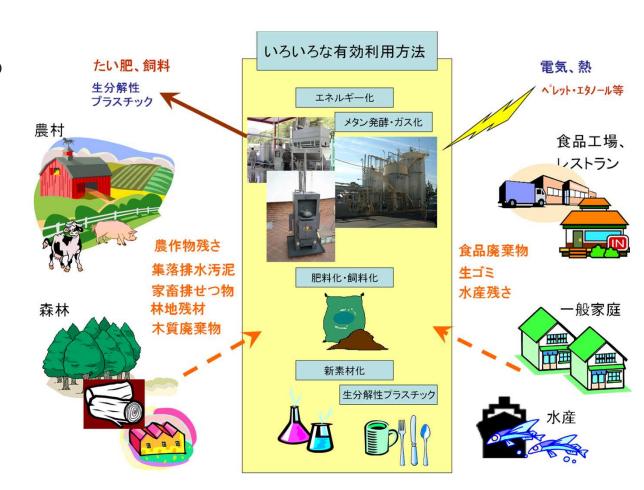
兵庫県農林水産部流通戦略課

ひょうごバイオマスecoモデル登録制度①

バイオマスとは

○ バイオマスとは、生物資源 (bio)の量(mass)を示す概念であり、「動植物に由来する有機物である資源(化石資源を除く。)」で、大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有している。

〇 バイオマスを製品やエネルギーとして活用していくことは、農山漁村の活性化や地球温暖化の防止、循環型社会の形成といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものであり、その活用の推進を加速化することが強く求められている。



ひょうごバイオマスecoモデル登録制度②

兵庫県バイオマス活用推進計画

- 〇位置づけ バイオマス活用推進基本法に定める県計画
- 〇計画期間 令和3年度~令和12年度の10カ年(平成17年に当初計画を策定、現在4次計画)
- 〇バイオマス利活用にあたっての基本的な考え方
 - (1)基本的な推進方向
 - ① バイオマスの地産地消 ② 利活用で生じる副産物の利用も含めたバイオマス資源の最大限の有効活用
 - (2)重点推進事項
 - ① 木質系未利用材や下水等汚泥のエネルギー利用等の推進
 - ② SDGsの目標に沿った取組やPRの推進
 - ③ 未利用食品の有効利用による廃棄量の削減
 - ④ 市町、事業者に加えNPOや市民団体との連携強化
- 〇目指す姿 バイオマスの活用による持続可能で活力ある地域づくり



(1)利活用率

	策定時	新計画				
	(R1)	中間目標 (R7)	目標(R12)			
廃棄物系	92%	93%	94%			
未利用系	83%	88%	89%			
合計	88%	91%	92%			





(2)取組推進

① 利活用の取組事例(ecoモデル)数

R1:68件 $\rightarrow R7:80$ 件 $\rightarrow R12:100$ 件

② 市町バイオマス活用推進計画等策定数

R1:15市町 →R7:21市町 → R12:26市町

ひょうごバイオマスecoモデル登録制度③

種類別のバイオマスの活用

〇特に活用を推進するバイオマス

ア 木質系未利用材(間伐材)

- ① 原木の安定供給に向け、低コスト原木供給団地の設定や林道・作業道等の基盤整備、高性能林 業機械の導入等を推進
- ② 発電とあわせて各地域でのボイラー、ストーブ等の熱利用を推進

イ 下水等汚泥

- ① 焼却灰の建設資材化、汚泥の肥料化等による利用を推進
- ② メタン発酵や固形燃料化によるエネルギー利用を推進

〇引き続き活用するバイオマス

- ア 家畜排せつ物・・・耕畜連携や、バイオガス施設導入など地域にあった体制整備を推進
- イ 食品廃棄物···飼料や肥料等への再生利用、発電等のエネルギー利用等を推進
- ウ 農作物非食部・・・農地へのすき込みを基本に飼料、堆肥化等を推進
- エ 木質系廃棄物・・・発電とあわせてボイラー、ストーブ等の熱利用を推進
- オ 木質系未利用材(竹)・・・肥料、飼料、エネルギーとしての利用のほか、土壌改良材や特産品として の商品開発・需要拡大を促進

ひょうごバイオマスecoモデル登録制度④

登録対象

自治体、団体、民間事業者、NPO法人等が、バイオマスを先導的に利活用する取組で、既に開始しているもの、又は、実現が確実と見込まれる計画であって、次の要件をすべて満たすものとする。

登録要件

- 1. 取組を実施している施設等の所在(計画段階の場合は予定地)が兵庫県内であること。
- 2. 原則、原料等として利活用(計画段階の場合は利活用を予定)しているバイオマスの過半が兵庫県内 で発生したものであること。
- 3. 関係法令の許認可等が適正に取得等されていること。
- 4. バイオマスの利活用等に関する取組である以下のいずれかであること。

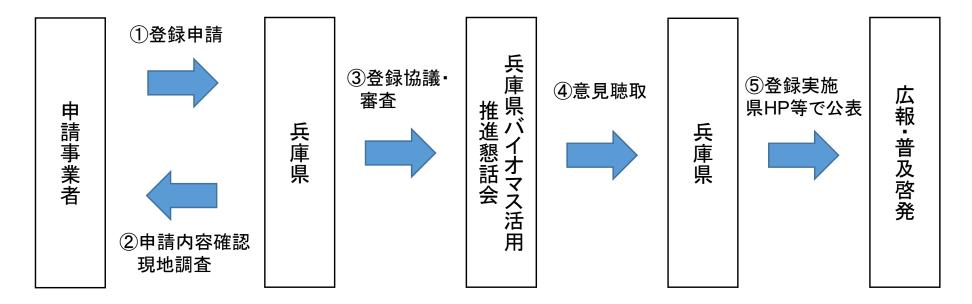
項	目	内 容	例 示
原材料	ļ	・利活用率の低いバイオマスや資源作物等の利活用 ・複数のバイオマスの組み合わせによる利活用 等	・間伐材の固形燃料化(チップ、ペレット等) ・食品廃棄物と家畜排せつ物のメタン発酵 等
技術		【レベル】 県内で普及段階に至っていない技術の利活用 【システム】 複数の技術の組み合わせによる効果的な利活用	・廃コーヒー粕の燃焼による熱利用 木質バイオマスのガス化 等 ・メタン発酵残さの炭化・肥料化 生ごみ・紙ごみによるメタン発酵と発電 等
普及		バイオマス利活用を促進させる利用環境の改善や、バイオマス由来製品等の利用拡大を加速させるための取組 等	・竹チップ用ボイラーの開発等による竹利用の促進 ・ペレット販売拠点の整備等による利用環境の改善等
地域		バイオマスの分別、収集・運搬、利活用システムの管理・ 運営等において、地域が一体となった取組	・廃食油回収によるバイオディーゼル燃料製造と利用 ・ボランティアによる間伐材搬出、炭製造、利用 ・地域通貨によるバイオマス資源の効率的回収と利用 等
その他	ļ	廃棄物系バイオマス発生の削減のための取組、その他、バ イオマスの利活用に有効な取組	・フードバンク活動による余剰食品の有効活用

登録のメリット

- ・ 企業のイメージアップ
- ・ SDGs推進の証し
- ・ 社員の取組意識の向上 ・ 県HP等での公表や、バイオマス活用推進大会での紹介などにより、広くPR

ひょうごバイオマスecoモデル登録制度⑤

登録フロー



登録スケジュール(例年)

内容	当年度								
内	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月~
募集									
申請内容確認、 現地調査									
バイオマス活用推進懇話会 への協議、意見聴取									
登録通知									
県HP等への公表									

ひょうごバイオマスecoモデル登録制度⑥

登録実績

令和5年3月末時点:65件

【参考】取扱いバイオマス区分ごとの登録件数

バイオマスの区分	利活用方法	登録件数内訳			
家畜ふん尿	たい肥化	1件			
(4件)	エネルギー化	3件			
	たい肥化	7件			
食品廃棄物	飼料化	4件			
(29件)	エネルギー化	17件			
	その他(マテリアル化)	1件			
農産物残さ	たい肥化	1件			
(2件)	その他(石鹸)	1件			
排水汚泥	エネルギー化	11件			
(12件)	肥料化	1件			
	たい肥化	6件			
木質系	飼料化	2件			
(32件)	エネルギー化	1 7件			
	その他	7件			
稲わら・もみ殻	たい肥化	1件			
(1件)	/CV 13510	I IT			
資源作物	エネルギー化	1件			
(1件)					
その他	エネルギー化	4件			
(4件)		<u> </u>			

※たい肥化:土壌改良材、腐葉土等含む、エネルギー化:電気、熱利用や固形燃料等含む

^{※1}事業者で複数のバイオマス区分の取扱いがある場合、取扱区分ごとにカウントしているため、登録実績件数と上表の合計件数は合致しない

ひょうごバイオマスecoモデル登録制度⑦

登録実績の推移(H26~R4)

(単位:件)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R7 (目標)
新規登録件数	3	3	3	4	2	2	2	1	3	
取消件数	_	Δ2	_	Δ1	_	Δ1	Δ1	Δ7	Δ1	
累積登録件数	58	59	62	65	67	68	69	63	65	80

※令和3年度に全ての登録モデルで取組状況の確認を行い、取組を中止している案件は取消しを行った。

【登録取消理由はさまざま・・・】

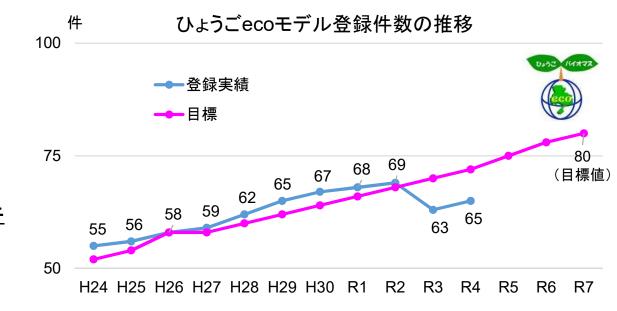
▶ 廃業 : 3件

▶ 施設更新(廃止)に伴う中止 : 3件

▶ 売上不振等による事業撤退 : 5件

▶ 代替の利活用手法への転換 : 2件

<u>計13件</u>



R5.8頃より今年度の募集を開始します。皆様からの登録申請をお待ちしています。